

# 定例教育委員会会議次第

日 時 平成 27 年 4 月 23 日(木)午前 9 時 30 分～

場 所 坂井市役所 第 2 別館

1 委員長あいさつ

2 教育委員会会議録の承認について

3 教育長報告

4 議 案

議案第 1 号 坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について

議案第 2 号 坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

議案第 3 号 坂井市総合教育会議運営要綱の制定について

議案第 4 号 坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について

議案第 5 号 就学指定校の変更許可について

5 報告事項 (1) 教育委員会事務局職員体制および事務分掌について

(2) 教育機関臨時職員名簿について

(3) 平成 27 年度幼稚園、小・中学校学級編成状況について

6 そ の 他 (1) 指導主事学校訪問について

(2) 行事予定(5 月分)について

(3) その他

# 定例教育委員会

議案

議案第1号

坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について

坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成27年4月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

## 坂井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

平成27年 月 日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会行政組織規則（平成19年坂井市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第4款 公民館（第11条）  
第5款 青少年愛護センター（第12条）  
第6款 図書館（第13条）  
第7款 みくに龍翔館（第14条） 」を  
「 第4款 青少年愛護センター（第11条）  
第5款 図書館（第12条）  
第6款 みくに龍翔館（第13条） 」に改める。

第4条第1項の表教育施設整備課の部を削る。

第7条の表中「公民館」を削る。

第3章第2節第4款を削る。

第3章第2節第5款中第12条を第11条とする。

第3章第2節第5款を同節第4款とする。

第3章第2節第6款中第13条を第12条とする。

第3章第2節第6款を同節第5款とする。

第3章第2節第7款中第14条を第13条とする。

第3章第2節第7款を同節第6款とする。

第4章第1節中第15条を第14条とする。

第16条第1項の表中「公民館」を削り、同条第2項の表中「公民館」を削り、第4章第2節中同条を第15条とする。

別表第1教育施設整備課の部を削り、同表生涯学習スポーツ課の部社会教育係の項事務分掌の欄を次のように改める。

- (1) 社会教育、生涯学習に関すること。
- (2) 社会教育関係機関に関すること。
- (3) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。
- (4) 社会教育施設の整備、管理運営及び連絡調整に関すること。
- (5) 社会教育委員に関すること。
- (6) コミュニティセンターが実施する社会教育事業に関すること。
- (7) まちづくり協議会と社会教育・生涯学習の連携に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他係の所掌に属さない事務

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の坂井市教育委員会行政組織規則の規定は

---

平成27年4月1日から適用する。

坂井市教育委員会行政組織規則(平成19年坂井市教育委員会規則第2号)新旧対照表

	目次	
目次	目次	
第1章 総則(第1条～第3条)	第1章 総則(第1条～第3条)	第1章 総則(第1条～第3条)
第2章 本庁	第2章 本庁	第2章 本庁
第1節 本庁に置く課(第4条)		第1節 本庁に置く課(第4条)
第2節 事務分掌(第5条・第6条)		第2節 事務分掌(第5条・第6条)
第3章 教育機関		第3章 教育機関
第1節 総則(第7条)		第1節 総則(第7条)
第2節 教育機関の名称等		第2節 教育機関の名称等
第1款 小・中学校(第8条)		第1款 小・中学校(第8条)
第2款 幼稚園(第9条)		第2款 幼稚園(第9条)
第3款 学校給食センター(第10条)		第3款 学校給食センター(第10条)
		第4款 公民館(第11条)
		第5款 青少年愛護センター(第12条)
		第6款 図書館(第13条)
		第7款 みくに龍翔館(第14条)
第4章 職制		第4章 職制
第1節 本庁の職制(第15条)		第1節 本庁の職制(第15条)
第2節 教育機関の職制(第16条)		第2節 教育機関の職制(第16条)

附則  
第3章 教育機関

(教育機関)

第7条 法律又は条例により設置された教育機関は、次のとおりとする。

教育機関	所属する課等
小・中学校	教育総務課
幼稚園	教育総務課
三国学校給食センター	学校教育課
春江坂井学校給食センター	学校教育課
青少年愛護センター	生涯学習スポーツ課
三国図書館	図書館
丸岡図書館	図書館
春江図書館	図書館
坂井図書館	図書館
みくに龍翔館	文化課

第2節 教育機関の名称等

第4款 公民館

(公民館の名称等)

第11条 公民館の名称等は、社会教育法(昭和24年法律第207号)及び坂井市公民館条例(平成18年坂井市条例第144号)に定めるとところによる。  
本府及び公民館相互の連絡調整を図るため、拠点公民館を置くことができる。

附則

第3章 教育機関

(教育機関)

第7条 法律又は条例により設置された教育機関は、次のとおりとする。

教育機関	教育機関	所属する課等
小・中学校	教育機関	教育総務課
幼稚園	教育機関	教育総務課
三国学校給食センター	三国学校給食センター	学校教育課
春江坂井学校給食センター	春江坂井学校給食センター	学校教育課
公民館	公民館	生涯学習スポーツ課
青少年愛護センター	青少年愛護センター	生涯学習スポーツ課
三国図書館	三国図書館	図書館
丸岡図書館	丸岡図書館	図書館
春江図書館	春江図書館	図書館
坂井図書館	坂井図書館	図書館
みくに龍翔館	みくに龍翔館	文化課

第4款 青少年愛護センター

(青少年愛護センターの名称等)

第11条 (略)

第5款 図書館

第12条 (略)

第6款 みくに龍翔館

第13条 (略)

（本庁に置く職及び職務）

第14条 (略)

（教育機関に置く職及びその職務）

第15条

（本庁に置く職及び職務）

第16条

次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	教育機関	職務	教育機関	職務
館長	図書館 みくに龍翔館	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	公民館 みくに龍翔館	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
所長	学校給食センター 一	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	学校給食センター 一	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 本庁の職の次の表の左欄に掲げる職を、同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置くことができる。この職務は、それぞれ同表の右欄に掲げ

3 拠点公民館の設置について必要な事項は、別に定める。

第5款 青少年愛護センター

(青少年愛護センターの名称等)

第12条 (略)

第6款 図書館

第13条 (略)

第7款 みくに龍翔館

第14条 (略)

（本庁に置く職及び職務）

第15条 (略)

（教育機関に置く職及びその職務）

次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	教育機関	職務	教育機関	職務
館長	図書館 みくに龍翔館	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	公民館 みくに龍翔館	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
所長	学校給食センター 一	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	学校給食センター 一	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 本庁の職の次の表の左欄に掲げる職を、同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置くことができる。この職務は、それぞれ同表の右欄に掲げ

るとおりとする。

るとおりとする。

職	教育機関	職務
参考事	学校給食センター	上司の命を受け、所属事務に参画する。
図書館 みくに龍翔館		

3・4 (略)

別表第1(第5条関係)

課等	係	事務分掌	事務分掌
教育総務課	総務係	(1) 教育委員会の会議及び運営に関すること。 (2) 規則等の制定及び改廃に関すること。 (3) 叙勲、表彰及び儀式に関すること。 (4) 公印の管理に関すること。 (5) 文書の收受発送並びに文書の編纂及び保存に関すること。	(1) 教育委員会の会議及び運営に関すること。 (2) 規則等の制定及び改廃に関すること。 (3) 叙勲、表彰及び儀式に関すること。 (4) 公印の管理に関すること。 (5) 文書の收受発送並びに文書の編纂及び保存に関すること。
		(6) 教育委員会の職員、教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、服務、研修、分限及び懲戒その他人事に関すること。 (7) 教育行政の相談に関すること。	(6) 教育委員会の職員、教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、服務、研修、分限及び懲戒その他人事に関すること。 (7) 教育行政の相談に関すること。

職	教育機関	職務
参考事	学校給食センター	上司の命を受け、所属事務に参画する。
図書館 みくに龍翔館		

3・4 (略)

別表第1(第5条関係)

課等	係	事務分掌
教育総務課	総務係	(1) 教育委員会の会議及び運営に関すること。 (2) 規則等の制定及び改廃に関すること。 (3) 叙勲、表彰及び儀式に関すること。 (4) 公印の管理に関すること。 (5) 文書の收受発送並びに文書の編纂及び保存に関すること。
		(6) 教育委員会の職員、教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、服務、研修、分限及び懲戒その他人事に関すること。 (7) 教育行政の相談に関すること。

		(8) 教育振興基本計画の策定に関すること。 (9) 県費負担教職員の健康診断に関すること。 (10) 教育委員会の課の連絡調整に関すること。
		(11) 所属する教育機関との連絡調整に関すること。
		(12) 教育振興整備基金に関すること。 (13) 他課の所掌に属さない事務
管理係		(1) 学校、幼稚園、学校給食センター及び kin- daホールの設置及び廃止に関すること。 (2) 学校、幼稚園及び kin-ダーホールの施設及 び設備の維持管理に関すること。 (3) 教育財産の取得、管理及び処分に関するこ と。 (4) 学校施設台帳に関すること。
	教育施設整 備課	(1) 学校整備係 (1) 幼稚園・学校の整備計画に関するこ と。 (2) 幼稚園・学校の施設整備に関するこ と。 (1) 教育施設の整備に係る技術支援に関する こと。
学校教育課	庶務係	(1) 通学区域の設定及び変更並びに通学路に 関すること。 (2) 児童、生徒及び園児の就学(園)に関するこ と。 (3) 安全、保健衛生、環境衛生に関するこ と。

		(4) 学校給食に関すること。 (5) 私立幼稚園の振興に関すること。 (6) 保育所その他機関との連絡調整に関すること。
		(7) 通学支援に関すること。 (8) 給食施設の整備計画に関すること。 (9) 給食施設の整備に関すること。 (10) 就学援助に関すること。 (11) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に関する事務
	指導係	(1) 県費負担教職員の内申、人事及び服務に関する事務 (2) 県費負担教職員の研修及び教育研究に関する事務
		(3) 教科用図書の採択、選定に関すること。 (4) 学校、幼稚園の経営管理に関すること。 (5) 教育相談に関すること。 (6) 心身障害児就学指導委員会に関すること。 (7) 教育課程及び学習指導に関すること。 (8) 学校教育の指導に関すること。 (9) 外国語指導助手に関すること。
生涯学習社会教育係 ボーック課	生涯学習社会教育係 ボーック課	(1) 社会教育、生涯学習に関すること。 (2) 社会教育関係機関に関すること。 (3) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関する事務

		関すること。
(4) 社会教育施設の整備、管理運営及び連絡調整に関すること。		(4) 社会教育施設の整備、管理運営及び連絡調整に関すること。
(5) 社会教育委員に関すること。		(5) 社会教育委員に関すること。
(6) コミュニティセンターが実施する社会教育事業に関すること。		(6) 公民館及びまちづくり協議会との連携に関すること。
(7) まちづくり協議会と社会教育・生涯学習の連携に関すること。		(7) 前各号に掲げるもののほか、他係の所掌に属さない事務
		青少年育成係
(1) 青少年の健全育成に関すること。		(1) 青少年の健全育成に関すること。
(2) 成人式に関すること。		(2) 成人式に関すること。
(3) 青少年健全育成団体の連絡調整に関すること。		(3) 青少年健全育成団体の連絡調整に関すること。
(4) 青少年の安全、非行防止に関すること。		(4) 青少年の安全、非行防止に関すること。
(5) 青少年関係機関に関すること。		(5) 青少年関係機関に関すること。
(6) 青少年愛護センターの管理運営に関すること。		(6) 青少年愛護センターの管理運営に関すること。
(7) 地域ぐるみの児童の安全に関すること。		(7) 地域ぐるみの児童の安全に関すること。
(8) 児童、生徒の国際及び国内交流に関すること。		(8) 児童、生徒の国際及び国内交流に関すること。
		スポーツ推進係
(1) 生涯スポーツの普及、育成及び推進に関すること。		(1) 生涯スポーツの普及、育成及び推進に関すること。
(2) スポーツ行事の企画及び運営に関するこ		(2) スポーツ行事の企画及び運営に関するこ

		<p>(3) スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>(4) スポーツ推進委員会に関すること。</p> <p>(5) スポーツ少年団に関すること。</p> <p>(6) スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。</p>
		<p>(7) スポーツ推進に係る財団法人との連絡調整に関すること。</p> <p>(8) スポーツ団体の育成及び指導者の養成に関する事務。</p>
	国体推進課	<p>(9) 指定管理者の指導監督に関する事務。</p> <p>(10) スポーツ施設の設置及び廃止並びに整備計画に関する事務。</p> <p>(11) スポーツ施設及び設備の整備に関する事務。</p> <p>(12) 学校体育施設の開放に関する事務。</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、スポーツに関する事務。</p>
文化課	文化振興係	<p>(1) 国民体育大会の推進に関する事務。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、国民体育大会に関する事務。</p> <p>(1) 文化、芸術活動の振興に関する事務。</p> <p>(2) 文化関係機関に関する事務。</p> <p>(3) 文化芸術団体の育成及び連絡調整に関する事務。</p>

		<p>(3) スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>(4) スポーツ推進委員会に関すること。</p> <p>(5) スポーツ少年団に関すること。</p> <p>(6) スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。</p>
		<p>(7) スポーツ推進に係る財団法人との連絡調整に関すること。</p> <p>(8) スポーツ団体の育成及び指導者の養成に関する事務。</p>
	国体推進係	<p>(9) 指定管理者の指導監督に関する事務。</p> <p>(10) スポーツ施設の設置及び廃止並びに整備計画に関する事務。</p> <p>(11) スポーツ施設及び設備の整備に関する事務。</p> <p>(12) 学校体育施設の開放に関する事務。</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、スポーツに関する事務。</p>
文化課	文化振興係	<p>(1) 国民体育大会の推進に関する事務。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、国民体育大会に関する事務。</p> <p>(1) 文化、芸術活動の振興に関する事務。</p> <p>(2) 文化関係機関に関する事務。</p> <p>(3) 文化芸術団体の育成及び連絡調整に関する事務。</p>

	<p>すること。</p> <p>(4) 文化振興施設の整備、管理運営及び連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 文化振興に係る財団法人との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 指定管理者の指導監督に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、文化振興に関する事務</p>	<p>(4) 文化振興施設の整備、管理運営及び連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 文化振興に係る財団法人との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 指定管理者の指導監督に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、文化振興に関する事務</p>	<p>(1) 文化財の保存及び管理に関すること。</p> <p>(2) 文化財保存施設の管理及び運営に関すること。</p> <p>(3) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(4) 埋蔵文化財の調査、保護及び保存に関すること。</p> <p>(5) 有形、無形文化財の調査に関すること。</p> <p>(6) 天然記念物の調査及び保護に関すること。</p> <p>(7) 郷土史編纂に関すること。</p> <p>(8) 民俗文化財の資料の収集及び整理に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、文化財に関する事務</p>
文化財係	<p>(1) 文化財の保存及び管理に関すること。</p> <p>(2) 文化財保存施設の管理及び運営に関すること。</p> <p>(3) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(4) 埋蔵文化財の調査、保護及び保存に関すること。</p> <p>(5) 有形、無形文化財の調査に関すること。</p> <p>(6) 天然記念物の調査及び保護に関すること。</p> <p>(7) 郷土史編纂に関すること。</p> <p>(8) 民俗文化財の資料の収集及び整理に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、文化財に関する事務</p>	<p>(1) 文化財の保存及び管理に関すること。</p> <p>(2) 文化財保存施設の管理及び運営に関すること。</p> <p>(3) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(4) 埋蔵文化財の調査、保護及び保存に関すること。</p> <p>(5) 有形、無形文化財の調査に関すること。</p> <p>(6) 天然記念物の調査及び保護に関すること。</p> <p>(7) 郷土史編纂に関すること。</p> <p>(8) 民俗文化財の資料の収集及び整理に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、文化財に関する事務</p>	

議案第2号

坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、次のとおり承認を  
求める。

平成27年4月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

---

坂井市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

平成27年 月 日  
坂井市教育委員会訓令第 号

坂井市教育委員会事務決裁規程（平成18年坂井市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育施設整備課の表を削る。

別表第2生涯学習スポーツ課の表中「公民館」を「コミュニティーセンター」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の坂井市教育委員会事務決裁規程の規定は平成27年4月1日から適用する。

坂井市教育委員会事務決裁規程(平成18年坂井市教育委員会訓令第1号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)																				
別表第2(第3条関係)	<table border="1"> <caption>別表第2(第3条関係)</caption> <thead> <tr> <th>教育施設整備課 専決事項</th> <th>専決区分 専決事項</th> <th>教育部長 ○</th> <th>課長 ○</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 学校施設の設計、施行等の手続きに関すること。</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2 教育施設の整備に係る技術支援に関すること。</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>	教育施設整備課 専決事項	専決区分 専決事項	教育部長 ○	課長 ○	備考	1 学校施設の設計、施行等の手続きに関すること。	○				2 教育施設の整備に係る技術支援に関すること。			○						
教育施設整備課 専決事項	専決区分 専決事項	教育部長 ○	課長 ○	備考																	
1 学校施設の設計、施行等の手続きに関すること。	○																				
2 教育施設の整備に係る技術支援に関すること。			○																		
生涯学習スポーツ課	<table border="1"> <caption>生涯学習スポーツ課</caption> <thead> <tr> <th>専決事項 専決事項</th> <th>専決区分 専決事項</th> <th>教育部長 ○</th> <th>課長 ○</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~6 (略)</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>7 コミュニティーセンターとまちづくり協議会の相互連携に関すること。</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>8~31 (略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	専決事項 専決事項	専決区分 専決事項	教育部長 ○	課長 ○	備考	1~6 (略)	○				7 コミュニティーセンターとまちづくり協議会の相互連携に関すること。			○		8~31 (略)				
専決事項 専決事項	専決区分 専決事項	教育部長 ○	課長 ○	備考																	
1~6 (略)	○																				
7 コミュニティーセンターとまちづくり協議会の相互連携に関すること。			○																		
8~31 (略)																					

議案第3号

坂井市総合教育会議運営要綱の制定について

坂井市総合教育会議運営要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

平成27年4月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

## 坂井市総合教育会議運営要綱（案）

平成27年 月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

### （目的）

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき設置する坂井市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （招集）

第2条 会議の招集は、市長が会議開催の日時、場所及び会議に付議する事項をあらかじめ通知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた場合または会議を非公開とする場合は、この限りではない。

2 会議を緊急に開催する必要が生じた場合において、教育委員会の会議への出席が困難と認められる場合は、市長は教育長と協議して、市長と教育長で会議を開催することができる。

3 会議の招集を行った場合には、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事案を告示するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた場合または会議を非公開とする場合は、この限りではない。

### （会議の公開）

第3条 会議は、市長の許可を得て傍聴することができる。ただし、会議を非公開とした場合は、この限りではない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の傍聴受付簿に必要な事項を記載しなければならない。

3 市長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人または事務局職員に必要な指示をすることができる。また、傍聴人が指示に従わない場合は、傍聴人を退席させることができる。

### （会議の非公開）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部または全部を非公開とすることができます。

（1）会議において、坂井市情報公開条例（平成18年坂井市条例第16号）第7条による非公開情報が含まれる事項についての協議、調整等を行う場合

（2）会議の公開により、公正または円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

（3）その他公益上必要があると認められる場合

### （公開または非公開の決定）

第5条 会議の公開または非公開の決定は、市長が教育長と協議するものとする。

2 市長は、公開している会議中に、会議を非公開とすることが望ましいと判断したときは、会議に諮って会議を非公開とができる。

(議事録)

第6条 会議の内容は、議事録に記載し市のホームページにおいて公開するものとする。

2 議事録には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会および閉会に関する事項及び年月日時刻
- (2) 出席構成員名
- (3) 構成員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の氏名
- (4) 議事及び結果の大要
- (5) その他会議において必要と認めた事項

3 市長は、第4条及び第5条の規定により会議を非公開とした場合は、第1項の規定に関わらず会議録の一部または全部を非公開とすることができます。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際に現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、「教育長」とあるのは「教育委員長」と読み替えるものとする。

議案第4号

坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について

坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について、次のとおり承認を  
求める。

平成27年4月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

平成27年度 坂井市学校事務共同実施組織責任者

共同実施グループ名	共同実施責任者	所属校
三国グループ	熊谷 ひとみ	三国南小学校（事務職員）
丸岡グループ	高木 美穂子	磯部小学校（事務職員）
春江グループ	林田 真由美	春江西小学校（事務職員）
坂井グループ	南 時恵	大関小学校（事務職員）

議案第5号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成27年4月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫